

被差別部落とシラ信仰について

1、被差別部落の起源について

7世紀後半に日本に導入された律令制は、中国のそれに倣って、国民を良民と賤民とに大別する良賤制を採用した。この制度を「五色の賤」という。

良民とは、官人、公民、品部（しなべ）、雑戸（ざっこ）のことであり、賤民とは、陵戸（りょうこ）、官戸（かんこ）、家人（けにん）、公奴婢（くぬひ）、私奴婢（しぬひ）のことである。

陵戸は、罪科あるものを徒刑にして陵墓の掃除等の使役を科した者の子孫で、養老律令施行によって賤民となったため結婚以外は良民と同等であった。官戸は、叛逆など犯罪行為の罰として没官されて賤民に落とされた身分で、口分田等は良民と同等であり、76歳になれば良民に復帰できた。家人は、支族の末裔が隷属化したもので、待遇としては私奴婢と同等であるが、売買は禁止され、仕事に制限があった。公奴婢（官奴婢）は朝廷の所有、私奴婢は豪族の所有で、官奴婢には古来からのものと犯罪によって落とされた二種類があり、それぞれ66歳・76歳で官戸・良民に復帰できた。私奴婢は良民の3分の一の口分田が班給され、売買・相続された。公私奴婢には戸の形成は許されなかった。

陵戸は天皇や皇族の陵墓の守衛となり、官戸と官奴婢は官田の耕作に従事し、家人は主家の雑用などに従事した。私奴婢は戸田の耕作に従事した。陵戸は諸陵寮(諸陵司)が、官戸と官奴婢は官奴司のちに主殿寮が管轄した。

官奴婢や私奴婢は、逃亡は禁じられ、売買や質入の対象となるなど、非人道的な扱いを受けた。奴婢は主人の所有物であり、奴婢の子供も主人の所有物で、自らの子供を売買することは禁止されていて、買った者も罰せられた。

被差別部落の起源について、以上述べた古代の賤民身分である「五色の賤」に近世以降の被差別民の起源を求める説である。昭和20～30年代に入ってから同和団体からも主張されるようになり、「異民族・異人種起源説」も含めれば今日的主流の見解と言っても過言でない。「異民族・異人種起源説」とは次のようなものである。

1885年、東京人類学会の会員であった箕作源八が「穢多ノ風俗」について各地の報告を求め、各地からの被差別部落民にかんする伝承や関係文献が集まったが、その多くは、被差別部落民を日本人とは異なる「人種」として捉え、その起源について論じるものであった。その後、人類学者・鳥居龍蔵は、1890年代に、東京・関西・四国等の被差別部落の人の外形を調査し、「朝鮮人の帰化せし者なりとの説は少しも信ずるに足らざるなり」として朝鮮人説を完全に否定するとともに、被差別部落民には「蒙古眼（蒙古襷）」がみられない南方系の人種であることを強調している。なお、このように、頭長で蒙古眼がみられないという特徴は、アイヌなどの古モンゴロイド（縄文人）のそれと一致する。戦後になると、大阪大学教授の小浜基次（人類学者）が、形質人類学により、47の被差別部落を含む全国的な調査を行ない、被差別部落民は形質的に東北人と一致していると結論づけた。

しかし、私は、被差別部落の起源については、東北に限らず、全国的にもっと古い歴史があると考えている。邪馬台国の時代、クニグニの争いがあり、敗者は奴婢となって差別されていたのは明らかである。また、被差別部落の問題については、「五色の賤」の制度以外にも、考慮すべき事柄がいくつかある。この際、ここでは二つの問題を指摘しておきたい。一つは「殺牛祭祀」の問題であり、もう一つは「コミュニティ」の問題である。

9世紀に「殺牛祭祀」という祭祀が行われた。ということは、朝廷から特別の仕事として、実際に屠殺を行った人たちがいた。当時、その特別の仕事は、その人たちの特別の仕事として権利化しながら、それを行った人たちの意識として名誉ある仕事であるという意識を醸成したのではなかったかと思われる。しかし、それを実際に行った人たちの意識とは裏腹に、村人の意識としては、屠殺という仕事を穢い仕事として蔑む意識を醸成したのではないかと思われる。そういう村人の差別意識の背景には、「コミュニティ」には一般的に差別意識が発生するという本質的な問題がある。バウマンが言うように、地域コミュニティからはじき出されるマイノリティが出てこざるを得ないが、その際に必要なことは、差別されるマイノリティの人びとが祀る神が必要だし、「お助け寺」のようなものが必要だ。古代において、そのマイノリティの人びとが祀る神が「シラ神」であったし、「お助け寺」のような機能は秦一族が果たしたのではなかろうか。私は、そのように考えている。秦一族というのは、養蚕や織物あるいは鉱山などの技術面で村人を指導したし、村人の面倒を見ながら、村人の信頼を克ち得た一族であったと思う。だからこそ、人びとは秦一族の神「シラ神」を祀ったのであろう。

2、蝦夷の子孫安藤氏の問題

安藤氏とは、鎌倉室町時代の頃に、日の本将軍と呼ばれた津軽地方に勢力を有して豪族である。安倍氏、清原氏、藤原氏も、本来、蝦夷であるが、安倍氏は崇神天皇朝四道将軍の一人なる大彦命の後裔、清原氏は天武天皇の皇子舎人親王の後裔、藤原氏は大織冠鎌足の子孫田原藤太秀郷の後裔ということになっている。しかし、安藤氏は、自ら蝦夷の後裔たることを立派に認め、その先祖は長髓彦(ながすねひこ)の兄安日(あび)というもので、神武天皇御東征以前の、大和の支配者であったと言っている。

神話にしろ民話や伝承にしろ、はたまた家系図など旧家に残された文献にしろ、それをそのまま信じるのではなく、その中に少しでも真実が隠されていないか、それを探究する学問的態度が肝要である。東日外三郡誌もそうだ。これについては、おおむね偽書であるということになっているが、その中に真実が隠されていないか？私は、今ここで、その点について考えて見たい。

まず最初に取り上げたいのは、東日外三郡誌の中に記述されている「興国の大津波」についてである。

東北大学理学部地質学古生物学教室の箕浦幸治教授らの「津軽十三湖及び周辺湖沼の成り立ち」という論文(1990年の日本地質学会の地質学論集)によると、「湖とその周辺での詳細な試錐調査により、十三湖の歴史の大部分が内湾の環境下で作られ、現在見られる閉塞性の強い湖の状況は、浜堤状砂丘の発達によりもたらされたという事実が明らかとなった。十三湖の周辺には過去度々津波が押し寄せた経緯があり、650年前に発生した巨大津波による海浜砂州の出現によって、十三湖は最終的に閉塞湖となった。」・・・ということが論述されている。津軽地方に江戸時代に伝承されていた都市、十三湊やそこを襲った大津波も以前は史実としては疑問視されていたが、発掘調査や堆積物の調査が進められるに連れていずれもが事実であったことが明らかになってきたようだ。

私が今ここでまず申し上げたいのはこの点である。

では、次に安東水軍の問題に移ろう。大正時代に喜田貞吉というすばらしい学者がいた。彼は、長い間京都大学の教授を務め、東北大学に国史学研究室ができた翌年(大正12年)に東北大学に移籍し、同研究室の基礎を築くとともに、東北地方の古代史や考古学の研究に没頭した。その一つの資料として、一般人向けに書かれた「本州における蝦夷の末路」(1928年12月、東北文化研究第一巻第四号)という資料がある。それが青空文庫から出ているので、それをここに紹介しておく。

http://www.aozora.gr.jp/cards/001344/files/49820_40772.html

私は、安東水軍というものが実際に存在したと思う。日本海においては、すでに縄文時代に三内丸山や北海道南部にとどまらず朝鮮半島まで、翡翠の海上輸送が日本列島スケールで行われていた事は確実である。さらに、旧石器時代から黒曜石に関わる「海の道」というものが存在した。このような歴史認識から、安東水軍の存在を思うのは私の歴史的直観による。喜田貞吉の考えを裏打ちするものはなにも持ち合わせていないが、喜田貞吉の

説は信じて良いものと思う。かつて、青森県の公共団体が、『東日流外三郡誌』の記載にもとづき、安東氏の活躍を村おこしに繋げようとしたことがあったが、反対が多くて取りやめになったらしい。とんでもないことだ。事実はどうであっても、とにかく伝承があって、それにもとづいて村おこしをやる事も結構かと思うが、ましてや安東氏の活躍というのは史実であるから、安東氏の活躍を村おこしに繋げるべきなのだ。現在でも青森県教育庁発行の資料などでは「なお、一時公的な報告書や論文などでも引用されることがあった『東日流外三郡誌』については、捏造された偽書であるという評価が既に定着している。」と記載されるなど、偽書であるとの認識が一般的になっていることは誠に残念な事だ。

喜田貞吉が言うように、安東氏は自ら蝦夷の後裔であり、その先祖は長髓彦（ながすねひこ）の兄・安日（あび）である。私は、長髓彦（ながすねひこ）は殺されたかもしれないが、その一族は東北地方に落ち延びていったと思うので、安東氏の始祖を長髓彦（ながすねひこ）としても、あながち間違いではない。

長髓彦（ながすねひこ）は物部氏の祖先である。物部氏は、古代、そのようなことから東北に一大勢力を築くのだが、蘇我氏に討ち滅ぼされてからは、その勢力を秦一族が受け継ぐのである。政治的には、鹿島神宮の乗っ取りによって藤原氏が東北を支配するのだが、実際に物部氏の勢力を受け継いだのは秦一族である。[朝廷は、坂上田村麻呂の東北征伐と合わせて、慈覚大師・円仁を東北に派遣する。](#)その際、慈覚大師・円仁の裏には秦一族の全面的な協力があった。

3、別所について

柴田弘武は、その著『鉄と浮囚の古代史・・・蝦夷「征伐」と別所』（1989）において、別所という地名は産鉄地であり奥州浮囚の移配地だとの説を立てた。彼は次のように述べている。すなわち、

『別所という地名について、私は故菊池山哉の唱えた「浮囚の移配地説」が最も妥当だと考えている。簡単にいえば、それは山間僻地に多く、そこに東光寺、薬師堂、白山神社（本地仏十一面観音）を祭り、また慈覚大師円仁の伝承を伝えるなど、多くの共通要素を備えているということである。特に白山信仰は奥羽において一般的なものであり、奥

州俘囚長藤原 基衡建立の毛越寺吉祥堂の本尊は、京都大原の別所にあった補陀落寺の本尊を模したという事実（『吾妻鏡』）などからみて、別所と奥羽俘囚の関係は明らかであるというのである。』

『 さて、菊池は、この「別所と俘囚」という論考で、全国215か所の別所を挙げて別所が俘囚移配地であることを実証しているのであるが、私はその215か所を地図上で確認するとともに、さらに国土地理院発行の五万分一地図や、角川書店発行の各県別『日本地名大辞典』、平凡社発行の各県別『日本歴史地名大系』などを利用して、さらに278か所の別所地名を析出した。この合計493か所のうち、現在までに東北、関東、北陸、畿内、山陰を中心に約半数にあたる251か所を実地踏査し、さらに文献等によって調査した結果、私は菊池の論断は動かし難いものだと考えるに至っているのである。』

『 大和朝廷の蝦夷「征伐」もまさに東北の鉄産資源、なかんずく鉄資源、製鉄技術、産鉄労働力の確保にあったといえるのである。』・・・と。

大和朝廷は、蝦夷征伐による捕虜を俘囚と呼び、彼らを全国各地の産鉄地において、産鉄労働者として産鉄作業に従事させた、その地が「別所」だというのである。その際、産鉄作業の技術を指導し、俘囚を束ねたのは、秦一族であったのである。

4、被差別部落におけるシラ信仰

白山信仰については、四つの段階があった。第1段階は磐座（いわくら）・磐境（いわさか）に対して祭祀を行った縄文時代の信仰、第2段階はシラ信仰、第3段階は菊理媛（くくりひめ）信仰、第4段階は現在の白山（はくさん）信仰の段階である。磐座（いわくら）・磐境（いわさか）に対して祭祀を行った縄文時代の信仰とシラ信仰は、どこが中心という訳のものでなく、全国的に行われた信仰である。一方、菊理媛（くくりひめ）信仰と白山（はくさん）信仰は白山を中心に行われている信仰であり、例えば、他の地域でも菊理媛（くくりひめ）が祀られている祠や神社があるが、その祭神は白山の菊理媛（くくりひめ）である。

「シラ信仰」は全国的な信仰であり、その典型的な例として、私は、① 沖縄や伊豆諸島に伝わる「シラの神」、② 奥三河の花祭り、③ 立山芦峯寺の布橋灌頂、④ 遠山郷の霜月祭りがある。

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/okiizusira.pdf>

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/okumikawa.pdf>

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/asikurajino.pdf>

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/simotukima.pdf>

「シラ信仰」は全国的な信仰であるから、もちろん東北にもある。それが「おしら様」である。おしら様（おしらさま）は、日本の東北地方で信仰されている家の神であり、一般には蚕の神、農業の神とされる。おしら様の祭日には、本家の老婆が養蚕の由来を伝える祭文（おしら祭文）を唱えるのが習わしである。おしら様信仰誕生の背景に、山神信仰（豊穰への祈り）があり、その後、養蚕作業その他農民の生活と深く関わりのあるものが混ざり、多様な性格を有する神として変身したものとするのであろう。

「おしら様」のご神体は、多くは桑の木で作った1尺程度の棒の先に男女の顔などを書いたり彫ったりしたものが多いが、中には、布を頭部からかぶせた包頭型のものがある。この包頭型のものは、あきらかに石棒信仰の名残であり、秦一族の信仰したものである。丸石信仰とか石棒信仰は、現在、被差別部落に多く見られる。四国は幡多郡の白皇（しらおう）神社はその典型である。その地域の名を言うわけにはいかないが、中沢新一の「精霊の王」にもとづいて信州の現地を訪れたホームページがあるので、それをこの際紹介しておきたい。

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/enasinko.html>

父なる天の神と母なる地の神を繋（つなぎ）のカミが石棒と柱（はしら）である。旧石器時代および縄文時代の石棒信仰は、「はしら信仰」にまで変身するが、その後それは「おしら信仰」や「シラ信仰」に変身する。

すなわち、被差別部落の「シラ信仰」は、間違いなく旧石器時代又は縄文時代まで遡るのである。それほど古いものである。

それでは、最後に、前田速夫がその著「白の民俗学へ」において被差別部落の「シラ信仰」について述べている点を紹介することとしたい。前田速夫は次のように述べている。すなわち、

『 「河原由来書」 「八幡重来授与記」 「河原細工由来書」 「蝦子末流由来書」、これら諸種の「河原巻物」を通観して思うのは、地域によってそれぞれ祖神は異なるものの、どれもきわめて宗教色が濃いことだ。祖神の権威によって特権を付与され、保護されていると主張するだけでは済まなくて、自らを神の子孫とするのである。』

『為政者の恣意で、時代も環境も絶えず移り変わってゆくなかで、民衆の中核にある観念や思想は共通の話型を通して脈々と伝わってゆく。それこそが、民俗の文化であり信仰というものであろうと私は常々考えているが、権力から見捨てられた被差別部落の伝承にそれが沈められ、白山信仰の白（しろ）に結晶しているのは、まことに尊いと言わなければならない。』

『 シラ神は、諏訪信仰、稲荷信仰、熊野信仰、エビス信仰、八幡信仰、富士浅間信仰、羽黒三山信仰に枝分かれしていったが、では、なにゆえにひとり白山信仰は、他の神社信仰とは違って、被差別部落との結びつきを強めたのか。それこそが白山信仰独自の歴史性、宗教性、民族性、社会性というものであろうと私は考えるが、通説は、白山神社が被差別部落に多く祀られているのは、子供が重病のとき、白山神に祈って全快したのを喜んだ東国のエタ頭浅草の弾左衛門が邸内に加賀白山権現を勧請したのにならったからだとするけれど、事実はこの白山権現は千葉胤直が喜吉元年（1441）に勧請したもので（「今戸神社略記」）、これまで見てきたように、被差別部落と白山神の結びつきは、それよりずっと以前から始まっている。（中略）明和六年（1769）に弾左衛門は配下の部落に白山神社を勧請するよう命じたが、それ以前から白山神社を祀る部落があることを証言していて貴重である。』・・・と。

前田速夫の考察は以上の通りであるが、すでに申し上げたように、被差別部落の「シラ信仰」は、間違いなく旧石器時代又は縄文時代まで遡るのである。それほど古いものである。